

## ▼ 制度の概要

区内中小企業者の皆様が事業資金を低利でご利用いただけるよう、取扱金融機関に融資をあっせんする制度です。この制度を利用した事業者は、区から信用保証料と利子の補助を受けることができます。

### 中小企業者とは

以下の資本金または従業員数を満たす事業者(中小企業信用保険法による)

	製造業等(※2)	卸売業	小売業	サービス業(※3)	医療法人等
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	条件なし
従業員数(※1)	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下
小規模企業者	20人以下	5人以下			20人以下

(※1) 従業員数は常時使用する者。家族従業員(個人の場合)、役員は含みません。

(※2) 製造業等には、建設業、運輸業、不動産業、ソフトウェア業を含みます。(※3) 小規模企業者の定義上、娯楽業、宿泊業は20人以下。

幅広い業種で  
利用できます



融資メニューも  
とても豊富!

NPO 法人も  
対象です!



住所等の要件は  
「ご利用できる  
条件」をご参照く  
ださい

## ▼ 利用によるメリット

### あっせんメリット① 低利！利子を補給します！

低利で融資が受けられるよう、区が利子を補給します。返済の遅滞や返済内容の変更といったことがない限り、ご利用期間にわたって継続的に利子補給します(3か月毎に年4回)。

### あっせんメリット② 信用保証料を補助します！

30万円まで区が補助します。

また、小規模企業融資の場合、特別融資は全額補助、一般融資は東京都から1/2補助を受けることができます。

(例)信用保証料が70万円だった場合

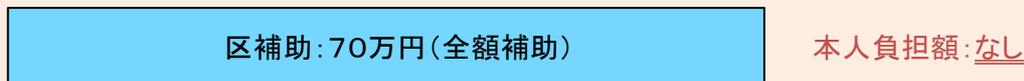
#### ①一般融資で申込み



#### ②小規模企業融資(一般融資)で申込み



#### ③小規模企業融資(特別融資)で申込み



申込む融資の種類によって  
信用保証料の本人負担額が  
違うのね！

「小規模企業融資」の  
要件は下のページで  
チェックしましょう！



なるほど！

## ▼ 小規模企業融資の要件

次の要件を全て満たしている場合、葛飾区の小規模企業融資を申し込むことができます。小規模企業融資は、東京信用保証協会が100%保証する「小口零細企業保証制度」が適用されます(NPO 法人を除く)。

### 小規模企業融資(小口零細企業保証制度)の要件

- ① 中小企業信用保険法に定める小規模企業者であること(従業員数は下記表を参照)
- ② 申し込む融資含め信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること

※NPO法人は除く

### 中小企業者とは

以下の資本金または従業員数を満たす事業者(中小企業信用保険法による)

	製造業等(※2)	卸売業	小売業	サービス業(※3)	医療法人等
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	条件なし
従業員数(※1)	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下
小規模企業者	20人以下	5人以下			20人以下

(※1) 従業員数は常時使用する者。家族従業員(個人の場合)、役員は含みません。

(※2) 製造業等には、建設業、運輸業、不動産業、ソフトウェア業を含みます。(※3) 小規模企業者の定義上、娯楽業、宿泊業は20人以下。

### 「常時雇用する従業員」の考え方について

個人事業主の場合の家族従業員(※)は「常時使用する従業員」に含まれません。他方、法人の場合、家族従業員は「常時使用する従業員」に含みます。  
※「家族従業員」とは、事業主と生計を一にしている三親等以内の親族を指します。

法人と個人事業主とで家族従業員を含めるかが違うので、注意が必要です。



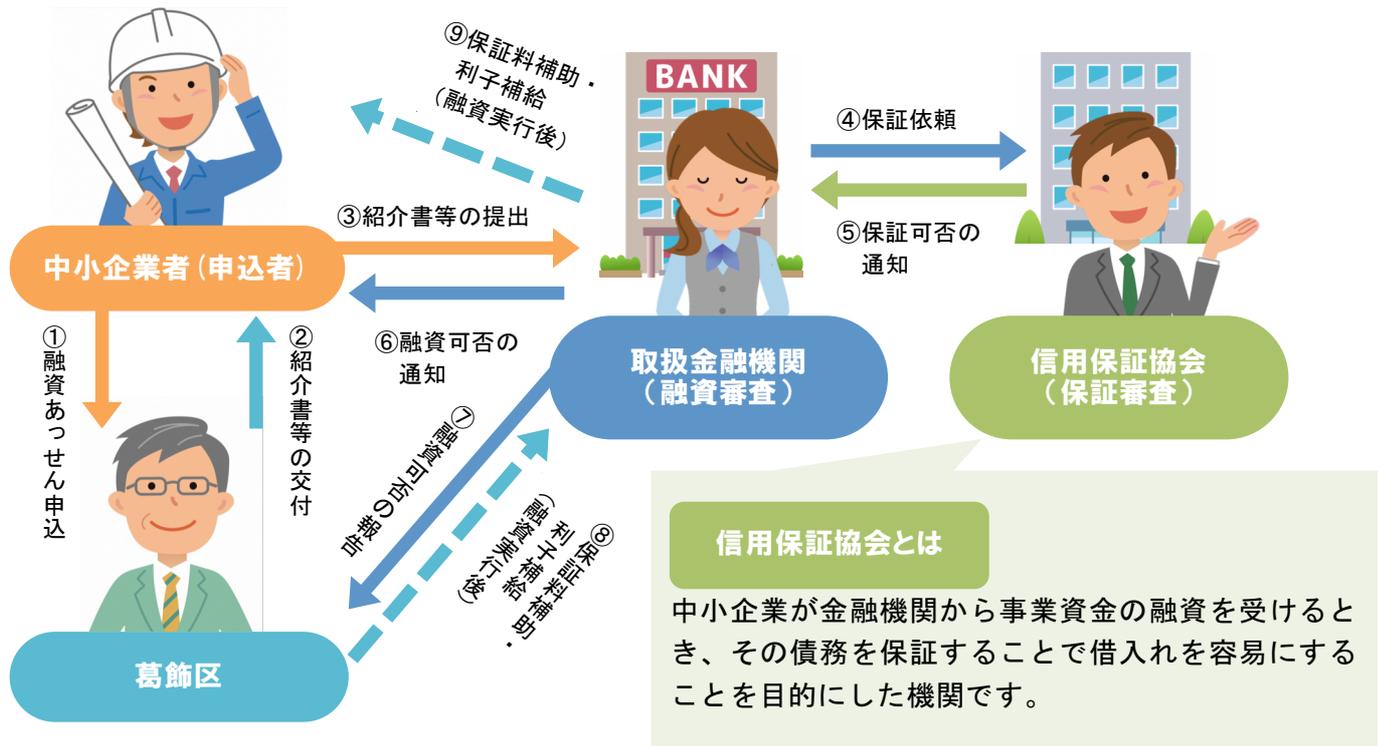
〈三親等以内の親族〉

- 1 親等：父母、子
- 2 親等：祖父母、孫、兄弟姉妹
- 3 親等：曾祖父母、曾孫、おじ・おば、おい・めい

〈出典〉保証マンスリー 2014/VOL.35/NO.8

「小規模企業者を対象とした保証制度のよくあるご質問」

## ▼ あっせん申込みの流れ



紹介書を発行しても、融資が実行されない場合があります。あらかじめご了承ください。

区に申し込む前に、借入予定の金融機関に相談しておくと、あっせん後の手続きがスムーズです。

## ▼ 信用保証協会とは

「信用保証協会法」に基づく公的機関として、事業経営に取り組まれている中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける時に保証人(※)となり、中小企業の借入を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する機関です。

(※)信用保証委託契約を締結し、融資実行額・保証期間等に応じた信用保証料を支払う必要があります。

葛飾区を管轄する支店は、以下のとおりです。

東京信用保証協会葛飾支店

葛飾区青戸7-2-5 東京都城東地域中小企業振興センター 3階 ☎5680-0801

〈東京信用保証協会ホームページ〉

<http://www.cgc-tokyo.or.jp/about/branch/katsushika.html>

## ▼ 利用上の注意点

### 注意点① 信用保証料の返還事由

最終償還日より前に繰上完済した場合、繰り上げた期間の保証料が減額されます。東京信用保証協会に支払った保証料と減額後の保証料の差額から、区の補助した割合に応じて算出した額を区へ返還していただきます。(ただし、区の借換融資、債務一本化融資及び不況対策資金借換融資を利用するために繰上完済した場合は返還不要です)

### 注意点② 利子補給の停廃止事由

以下の場合、利子補給を停廃止します(該当日翌日以降は支給しません)。

- ① 事業を廃止した場合
- ② 条件変更(返済金額、返済期間延長等の変更)
- ③ 繰上完済した場合
- ④ 約定償還期限を経過した場合
- ⑤ 住所要件を欠いた場合  
↳ [ 一般融資:住所(法人は本店登記)及び主たる事業所とも区外移転  
特別融資:住所(法人は本店登記)または主たる事業所を区外移転
- ⑥ 完了届が未提出の場合
- ⑦ 延滞している場合や代位弁済になった場合
- ⑧ その他区が不相当と認めた場合(返戻信用保証料が未払いの場合など)

# ▼ 取扱金融機関

<平成31年4月1日現在>

金融機関	所在地	電話番号
みずほ銀行	匭飾支店	立石1-3-12 3694-2211
	亀有支店	亀有5-33-9 3606-1121
	金町支店	東金町1-23-2 3600-3131
	高砂支店	高砂5-43-3 3609-2341
	平井支店	江戸川区平井3-30-4 3682-2215
	小岩支店	江戸川区南小岩7-13-6 5693-1211
	綾瀬支店	足立区綾瀬1-39-7 3601-6111
三菱UFJ銀行	新小岩支店	新小岩1-43-6 5607-1003
	亀有駅前支店	亀有3-23-1 3601-3431
	亀有支店	亀有3-23-1 3601-4151
	匭飾支店	立石1-16-15 3697-6161
	小岩支店	江戸川区西小岩1-23-14 3658-2463
三井住友銀行	匭飾支店	四つ木2-30-16 3697-1111
	新小岩支店	新小岩1-48-18 3654-2111
	亀有支店	亀有3-26-1 3601-3281
	小岩支店	江戸川区南小岩7-23-10 3657-1111
	綾瀬支店	足立区綾瀬3-3-10 3628-3111
	千住支店	足立区千住2-55 3888-3121
りそな銀行	青戸支店	青戸3-32-16 3602-5141
	金町支店	金町2-29-10 3607-3101
	堀切支店	堀切4-9-5 3697-2191
	小岩支店	江戸川区南小岩6-31-12 3657-1131
千葉銀行	金町支店	金町6-2-1 3607-4121
	小岩支店	新小岩1-53-10 5662-9481
きらぼし銀行	立石支店	立石7-23-4 3697-6171
	亀有支店	亀有3-17-3 3603-2151
	新小岩支店	西新小岩4-39-17 3694-5561
東日本銀行	新小岩支店	西新小岩4-42-17 3691-8401
朝日信用金庫	堀切支店	堀切1-40-14 3696-0211
	金町支店	東金町3-30-13 3607-5108
	新小岩支店	江戸川区松島3-43-15 3653-5551
興産信用金庫	金町支店	金町6-2-1 3607-3166
	立石支店	立石1-7-30 3691-3106
東京シティ信用金庫	堀切支店	堀切6-28-13 3602-8181
	新小岩支店	東新小岩5-16-13 3697-6181
	東四つ木支店	東四つ木4-8-16 3695-9811
	新柴又支店	鎌倉3-28-24 3657-8701
	京成小岩支店	江戸川区北小岩6-6-9 3673-3151
	亀有支店	足立区東和2-2-5 3620-8101
	匭飾支店	四つ木2-6-7 3691-8511
東京東信用金庫	金町支店	東金町1-20-12 3609-5511
	高砂支店	高砂3-12-1 3672-4011
	お花茶屋支店	白鳥1-2-7 3697-6101
	新小岩支店	江戸川区本一色1-13-7 3655-2661
	北小岩支店	江戸川区北小岩2-8-21 3657-4106
	西小岩支店	江戸川区西小岩1-21-10 3650-0111
	綾瀬支店	足立区綾瀬4-7-12 3605-4141

金融機関	所在地	電話番号
○東栄信用金庫	本店	新小岩1-52-8 3653-3111
	立石支店	立石1-17-12 3692-4811
	奥戸支店	奥戸4-14-12 5670-6111
	本一色支店	江戸川区本一色3-24-16 5662-2111
○亀有信用金庫 (取扱は、住所・事業所の最寄りの支店です。)	本店	亀有3-13-1 3603-0171
	堀切支店	堀切4-9-3 3697-2185
	青戸支店	立石8-18-19 3697-7111
	柴又支店	柴又1-37-10 3607-3111
	水元支店	東水元2-10-7 3608-1151
	飯塚支店	西水元1-26-13 3600-1171
	細田支店	細田5-21-1 3650-8811
	亀有駅北口支店	亀有5-29-5 5682-9321
	佐野支店	足立区佐野1-21-5 3628-1212
	綾瀬支店	足立区東綾瀬1-21-17 3620-9911
小松川信用金庫	奥戸支店	奥戸2-41-17 3696-0351
	東四つ木支店	東四つ木4-25-12 3696-1781
	菅原橋支店	江戸川区松本1-25-16 3652-3136
城北信用金庫	堀切支店	堀切3-25-10 3697-7831
	匭飾支店	東新小岩7-7-1 3697-6231
	白鳥支店	白鳥4-4-8 3603-1151
	高砂支店	高砂5-38-9 3600-5141
	青戸支店	青戸5-1-4 3690-5121
	綾瀬南支店	足立区綾瀬2-3-14 3603-3371
	綾瀬北支店	足立区綾瀬5-21-9 3605-1151
	東信用組合	匭飾支店 お花茶屋1-28-8 3603-2531
江東信用組合	柴又支店 柴又1-46-9 3600-4311	
○青和信用組合	本店	高砂3-12-2 3658-1111
	新小岩支店	西新小岩5-31-8 3691-9431
	細田支店	細田4-23-19 3672-6161
	柴又支店	柴又1-14-6 3627-7111
	奥戸支店	奥戸2-37-10 3691-1151
	新柴又駅前支店	柴又5-1-6 5693-8111
	京成小岩支店	江戸川区北小岩6-12-6(※) 3650-5111
中ノ郷信用組合	匭飾支店	立石5-10-7 3691-8931
	堀切支店	堀切6-10-18 3604-4721
	立石支店	立石2-4-2 3697-6111
	新小岩支店	東新小岩8-30-8 3694-3311
大東京信用組合	新小岩支店	東新小岩6-2-2 3691-9536
第一勧業信用組合	青戸支店	青戸3-40-3 3602-1171
	亀有支店	亀有3-20-8 3602-9161
	水元支店	水元3-22-26 3627-5931
東京スマイル農業協同組合(個人事業主のみ)	匭飾支店	白鳥4-11-15 3602-6261
	柴又支店	柴又6-6-2 3657-4131
	水元支店	南水元4-11-13 3609-3596
	奥戸支店	奥戸2-40-1 3694-3711

○: 創業支援融資の取扱金融機関

(※)7月頃より仮店舗(江戸川区北小岩5-2-7)から移転予定